

裁 決 書

三戸郡 [REDACTED]

[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

八戸市 [REDACTED]

同代理人 [REDACTED]

上記審査請求人が平成22年1月21日付けで提起した三八地域県民局長（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下単に「保護」という。）の変更を決定する処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）につき、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人に対して平成21年11月20日付けで通知した保護の変更を決定する処分（以下「本件処分」という。）のうち、平成21年12月分以降の法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助（以下単に「住宅扶助」という。）に係る保護の程度を23,100円とする部分（以下「住宅扶助額変更部分」という。）を取り消す。

不 服 の 要 旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち、住宅扶助額変更部分を取り消すとの裁決を求めるものであると認められ、その理由とするところは、次のとおりである。

- 1 次のことを考え併せると、「厚生労働省の「住宅扶助基準額」では2人以上世帯は月額31000円まで支給できることになっており、審査請求人の町営住宅家賃である月額27900円はその金額以内であるから、住宅扶助額変更部分は「誤っ」ている。

(1) 「毎年」「示されている」「基準額」「自体が特別基準額であること」。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第7の4の(1)のオ(以下「住宅扶助特別基準額の考え方」という。)の「必要な額」とは、「実際に支払っている額のこと」であること。

(3) 「[特別基準(1.3倍額)の単身者への適用]という表題」の「問答」では「特に」、「世帯数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」には「原則として単身者の場合」の家賃等は「該当しない」としており、「このことは逆に複数世帯の場合は1.3倍額以内であれば特別基準の判断自体が必要のないものであり」、「2人世帯以上」について、「基準額」に1.3を乗じて得た額の範囲内であれば、住宅扶助特別基準額の考え方の「やむを得ないと認められるもの」の「範疇」となること。

2 本件処分のうち、住宅扶助額変更部分は、住宅扶助特別基準額の考え方の「当該地域の住宅事情」によったとしか考えられないが、「そのためにこそ」「低額家賃の基準額に甘んじなければならない金額設定」がされているのであって、「その金額をさらに引き下げることは許され」ず、憲法第25条及び法に違反し、また、住宅扶助特別基準額の考え方に反していると「断ぜざるを得」ないこと。

3 「県内の」「2人世帯以上」に係る住宅扶助の基準について、「どこでも31000円としているのか」と「県の健康福祉政策課の複数の担当者」に質問したところ、「そうです」と回答があったこと。



処分庁の弁明の要旨

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというにあり、その理由とするところは、次のとおりである。

1 住宅扶助特別基準額の考え方では、厚生労働大臣が別に定める額によりがたい家賃、間代、地代等であって、世帯員数、世帯の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについて特別基準による額を認定することができることされており、その認定は保護の実施機関の判断によるものであるが、処分庁では世帯員数が2人であることをもって直ちにやむを得ない事情があるとは認めていない。

2 処分庁が審査請求人に対して平成21年9月2日付けで通知した保護の開始を決定する処分に関しては、審査請求人の世帯状況から住宅扶助特別基準額の考え方によるべきやむを得ない事情は認められなかったが、保護開始前に入居していたものであることから、「早期に基準額23,100円以内の住宅に転居すること」を保護の条件とした「当面の間」のものであり、同日付け保護開始通知書に明記するとともに、同月9日にも説明しているが、その時点では異議は申し立てられていない。

3 処分庁では審査請求人に継続して転居指導を行ってきたが、審査請求人は他地区の町営住宅への転居を希望せず、現に居住する団地内での転居を望んでいたが、その実現は困難と認められ、また、審査請求人が生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額以内の家賃の一般住宅を探しているとは認められないことから、早期に当該額以内の家賃の住宅への移転は望めないと認め、本件処分において「当面の間」の措置を「解除」したものである。

裁 決 の 理 由

1 保護は、法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣の定める基準により測定した法第6条第2項に規定する要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、法第8条第1項の厚生労働大臣の定める基準については、同条第2項の規定により、法第6条第2項に規定する要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされ、このことを受けて保護基準が定められている。

本件処分は、処分庁が、職権をもって、平成21年12月分以降の審査請求人に係る保護の変更を決定し、審査請求人に対して同年11月20日付けで通知したものである。

2 本件処分は、保護の変更の決定により行われたものであり、そのうちの住宅扶助額変更部分については、処分庁の弁明によれば、当面の間の措置である平成21年9月2日付けで処分庁が審査請求人に通知した保護の開始を決定する処分における保護の条件の早期の履行が望めないと認められたことがその理由とされているが、法で保護の変更をすることができるのは、法第25条第2項の規定による場合と法第62条第3項の規定による場合とがあり、前者は法第19条第4項に規定する保護の実施機関が常に法第6条第1項に規定する被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときに行うものとされ、後者は同項に規定する被保護者が法第62条第1項又は第2項の規定による義務に違反したときに行うものとされており、当該保護の開始を決定する処分以降、審査請求人についての保護の変更を決定すべき住宅扶助に係る保護基準の変更はなく、審査請求人の生活状態に変化は認められず、また、処分庁が審査請求人に同条第1項又は第2項の規定による義務を課した、逆の立場からいえば審査請求人が処分庁から同条第1項又は第2項の規定による義務を課されていたという事実も認められないことから、これを行う理由がない。なお、処分庁は、当該保護の開始を

決定する処分において保護の条件を付しているが、法の規定の趣旨や考え方を総合的に勘案すれば、このような場合には、まず法第27条の規定による必要な指導又は指示をすることが想定されていると認められ、その妥当性にも異議を挟まざるを得ない。

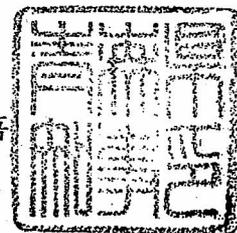
- 3 以上により、本件処分のうち、住宅扶助額変更部分については、その余につき判断するまでもなく、正当と認められないことから、本件処分の一部を取消しすべきものである。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成23年4月5日



青森県知事 三村 申吾



教 示

この裁決について不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して行政不服審査法による再審査請求をすることができる。

裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、提起することができる。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に再審査請求を行った場合には、裁決の取消しの訴えは、その再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。